蕨市ＳＤＧｓパートナー制度実施要領

（目的）

第１条 この要領は、ＳＤＧｓに資する取組を行う又は行おうと宣言する事業者等を、市が「蕨市ＳＤＧｓパートナー（以下「パートナー」という。）」として認定する制度（以下「パートナー制度」という。）について定め、事業者等のＳＤＧｓ達成に向けた具体的な取組を発掘及び周知することで、事業者等の価値向上及び競争力強化を図るとともに、市と共にＳＤＧｓの理念を踏まえたまちづくりを一層促進させていくことを目的とする。

（定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）事業者等　市内で事業活動を行い（市内で事業活動を行う見込みである場合を含む。）市内に住所若しくは事業所を有する企業、団体、教育機関、特定非営利活動法人、その他の団体、個人事業主をいう。

（2）ＳＤＧｓ　２０１５年９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に記載された国際目標をいう。

（内容）

第３条 パートナー制度の内容は次の各号に掲げるものとする。

（1）パートナーの募集及び認定に関すること。

（2）パートナーのＳＤＧｓの取組を市ホームページ等で周知、公表すること。

（パートナー制度の対象者）

第４条 パートナー制度の対象となる事業者等は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

（1）ＳＤＧｓの達成に向けた取組を現に実施している、又は実施する意思のある事業者等であること。

（2）関係法令等に違反する重大な事実がないこと。

（3）公序良俗に反する事業者等でないこと。

（4）市に納付すべき税を滞納していないこと。

（5）蕨市暴力団排除条例（平成２４年蕨市条例第２１号）第２条各号の暴力団及び暴力団員と密接な関係を有すると認められる事業者等でないこと。

（認定の申請）

第５条 パートナーの認定を希望する事業者等は、認定申請書（様式第１号）及びＳＤＧｓ宣言書（様式第２号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、事業者等から提出されたＳＤＧｓ宣言書の内容がＳＤＧｓの推進に寄与すると認めるときは、パートナーとして認定し、認定証（様式第３号）を交付するものとする。

３　市長は、パートナーと認定した事業者等（以下「認定者」という。）の取組内容を市のホームページに掲載し、市内外に広く発信する。

（報告等）

第６条 市長は、必要があると認めるときは、認定者に対して取組状況の報告を求めることができる。

２ 認定者は、ＳＤＧｓ宣言書の取組内容に変更が生じたときは、ＳＤＧｓ宣言書内容変更届（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（認定の取り下げ）

第７条 認定者は、ＳＤＧｓパートナーの認定を取り下げようとするときは、認定取下申請書(様式第５号)を市長に提出するものとする。

（認定の取り消し）

第８条 市長は、認定者が、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消し、ＳＤＧｓ認定証を返還させるとともに、市のホームページ等への掲載を取りやめることとする。

（1）第４条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

（2）前条の規定により認定を取り下げたとき。

（3）前２号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めたとき。

（その他）

第９条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和７年５月１日から適用する。